

米国優先審査に関する統計データが発表される

2014年11月04日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

USPTOは、2011年4月4日のPress Release, 11-24において、優先審査(Fast-Track Patent Processingの"Track One")の導入を発表し、当初の計画では、2011年5月4日以降の特許出願 (utility or plant nonprovisional application) に適用される予定でしたが、財政上の理由により、その開始が延期されていました。

そして、“Leahy-Smith America Invents Act”が発効したことに伴い、USPTOは、2011年9月23日付の官報およびPress Release, 11-51において、2011年9月26日以降に出願された特許出願を対象として実施することを発表しました。USPTOの目標は、優先審査の請求件に対して12ヶ月以内 ” final disposition” * の状態にすることです。

その後、上記優先審査の適用対象がRCEにも拡大されました (37 CFR 1.102(e))。その結果、優先審査の対象は、2011年9月26日以降にファイルされた特許出願 (継続出願、分割出願、一部継続出願、RCE (但し、一つの出願で2つ以上のRCEがファイルされていた場合には、優先審査の対象外)、植物 (plant) 特許出願を含むが、PCTに基づく国際出願、米国への国内段階移行出願、意匠特許出願、再発行特許出願、再審査手続、及び仮出願は適用対象外) となりました。

優先審査が請求されると、平均 12 ヶ月以内 (USPTO が設定した目標月数) に査定 (許可通知、最終拒絶、審判請求書のファイル、インターフェアランス宣言、継続審査請求のファイル、及び出願の放棄) されます。以下に、優先審査に関する重要な情報および更新された優先審査に関する統計データについて説明します。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.